四日市市告示第226号

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱 を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する 要綱

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱(平成20年四日市市 告示第39号)の一部を次のように改正する。

改正後

四日市市障害福祉サービス事業所等通所 費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)第5条第1項に規 定する障害福祉サービスを提供する事 業所等(以下「事業所等」という。)に 通所する障害者(以下「通所者」とい う。)に対し、その通所に要する費用(以 下「通所費」という。)の一部を予算の 範囲内において給付することにより、 障害者の社会参加を促進し、地域にお ける生活を支援することを目的とす る。

(給付対象者及び給付対象経路)

改正前

四日市市障害福祉サービス事業所等通所 費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)第5条第1項に規 定する障害福祉サービスを提供する事 業所等(以下「事業所等」という。)に 通所する障害者(以下「通所者」とい う。)に対し、その通所に要する費用(以 下「通所費」という。)の一部を助成す ることにより、障害者の社会参加を促 進し、地域における生活を支援するこ とを目的とする。

(対象者)

この要綱に定める対象者は、本│第2条 助成の対象者は、本市に住所を

市に住所を有し、法第5条に規定する 生活介護、自立訓練、就労移行支援及 び就労継続支援B型を提供する事業所 の通所者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者及び他に通所費の助成等を受けている通所者は給付の対象としない。ただし、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者のうち、送迎経路が自宅から著しく離れている等の理由により、公共交通機関(電車及びバスに限る。以下同じ。)又は自動車による通所が適当であると市長が認めたものはこの限りでない。
- 3 前 2 項において、自動車を利用する通所者については、通所距離が片道 2キロメートル以上ある場合に限る。
- 4 この要綱において給付対象となる通 所費については、最も経済的かつ合理 的と認められる通所の経路及び方法に より算出された、居宅から当該事業所 までの通所に要する費用による額(以 下「所要額」いう。)とする。ただし、 通所者が、心身の状況等により最も経 済的かつ合理的と認められる通常の通 所の経路及び方法を利用することが困 難な場合においてはこの限りではない。

(給付基準額)

第3条 所要額は、居宅から当該事業所まで

有し、法第5条に規定する生活介護、 自立訓練、就労移行支援及び就労継続 支援B型を提供する事業所の通所者と する。

2 前項の規定にかかわらず、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者<u>は除く。</u>ただし、送迎経路が自宅から著しく離れている等の理由により、公共交通機関(電車及びバスに限る。以下同じ。)又は自動車による通所が適当であると市長が認めたものはこの限りでない。

- の通所にかかる片道分の額(以下「基準額 (片道)」という。)に2を乗じた金額 (以下「基準額(日額)」とする。) に通 所日数を乗じた額とする。この場合におい て、往路と復路で基準額(片道)の額が異 なる場合においては、それぞれの合計額を 基準額(日額)とする。
- 2 通所者が公共交通機関を利用した場合に おける基準額(片道)の算出方法は、別表 第1に規定する方法による。
- 3 通所者が自動車を利用した場合における 基準額(片道)は、別表第2に規定する額 とする。
- 4 公共交通機関と自動車の両方を利用する 通所者にあっては、前2項に規定する額の 合計額を基準額(片道)とする。

(所要額)

第4条 所要額は、基準額(日額)に通所 日数を乗じた額とする。ただし、公共 交通機関を利用した場合においては、 公共交通機関に係る所要額は1か月定 期券の額(割引後)を上限とする。

(給付額)

- 第5条 通所費の給付額は、通所者、配偶者(婚 姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と 同様の関係にある者を含む。) の課税状況に 応じ、別表第3により算定した額とする。
- 2 前項における給付額の算定について | 2 通所費の助成は、各月開所日数の 2 は、通所の事実の発生日が10月から

(所要額)

第3条 通所費の所要額は、公共交通機 関を利用する場合は乗車券の購入等通 所者のための運賃として支払った額と し、通所者又は家族の運転する自動車 を利用する場合は別表第1により算定 した額とする。

(助成額等)

- 第4条 通所費の助成額は、別表第2に より算定した額とする。
- 分の1以上通所した月のみ行うものと

3月までの間である場合はその日が属 する年度の課税状況により、4月から 9月までの間である場合はその日が属 する年度の前年度の課税状況により算 定するものとする。

3 四日市障害保健福祉圏域(四日市市、 菰野町、川越町及び朝日町の区域をい う。)以外の事業所等に通所する場合の 給付額(月額)は1万5000円を上 限とする。

(申請)

- 第6条 通所費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付(変更)申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により、事業所等の代表者を経由して市長に申請しなければならない。
- 2 <u>代表者</u>は前項の申請があったときは、<u>記載事項を確認のうえ市長に提出</u> するものとする。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、 給付の可否及び給付額を決定し、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費 する。この場合において、各月開所日数とは、1月に4日以上通所した事業所等(以下「対象事業所」という。)の合計開所日数を対象事業所数で除して得た日数(小数点以下切り捨て)とする。

(申請及び決定)

- 第5条 通所費の<u>助成</u>を受けようとする 者(以下「申請者」という。)は<u>、四日</u> 市市障害福祉サービス事業所等通所費 助成申請書(第1号様式。以下「申請 書」という。)により、事業所等の代表 者を経由して市長に申請しなければな らない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、 その内容を審査のうえ、助成の適否を 決定し、四日市市障害福祉サービス事 業所等通所費助成決定(却下)通知書 (第2号様式)により申請者に通知す るものとする。

給付決定(却下・変更)通知書(第2号 様式。以下「通知書」という。)により 申請者に通知するものとする。

(有効期間)

- 第8条 前条第2項の規定による<u>支給</u>決 定の有効期間は、決定日から<u>毎年9月</u> 末日までとする。
- 2 支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、有効期間満了後も引き続き給付の継続を希望するときは、<u>第6条第1項</u>の申請書により<u>毎年8月末日までに事業所等の代表者を経由して</u>改めて市長に申請しなければならない。

(変更申請)

- 第9条 受給者は、当該申請にかかる内容に変更があったときは、その事由が生じた日(以下「変更日」という。)から1か月以内に、申請書により、事業所等の代表者を経由して市長に申請しなければならない。
- 2 代表者は前項の申請があったとき は、記載事項を確認のうえ市長に提出 するものとする。

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請が あったときは、変更内容を審査のうえ、 給付の可否及び給付額を変更決定し、 通知書により申請者に通知するものと する。 (有効期間)

- 第6条 前条第2項の規定による<u>助成</u>決 定の有効期間は、決定日から<u>当該日の</u> 属する年度の末日までとする。
- 2 助成決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、有効期間満了後も引き続き助成の継続を希望するときは、前条第1項の申請書により有効期間満了日までに改めて市長に申請しなければならない。

(給付金の請求)

- 第11条 受給者は、1月、4月、7月及 び10月の各月10日までに、四日市 市障害福祉サービス事業所等通所費給 付金請求書(第3号様式)を対象事業 所の代表者を経由して、対象事業所ご とに市長に請求しなければならない。
- 2 第2条第4項ただし書きの適用を受け、他の経路及び方法により第7条の 給付決定を受けた受給者にあっては、 前項の請求に際し、当該経路及び方法 により通所を行ったことを証する書類 を添付しなければならない。

(給付金の支払)

- 第12条 市長は、受給者から請求があったときは、内容を審査し、四半期毎に給付金を支払うものとする。
- 2 第10条に規定する給付額の変更決定がされた場合において、変更後の給付額は変更日に属する月の翌月から適用するものとする。ただし、変更日が月の初日であった場合は当該月から変更後の給付額を適用するものとする。

(決定の取消)

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第7条の規定による給付決定を取り消すことができるものとする。

(助成金の請求)

第7条 受給者は、7月、10月、1月及 び4月の各月10日までに、四日市市 障害福祉サービス事業所等通所費助成 金請求書(第3号様式)に関係書類を 添付し、対象事業所の代表者を経由し て、対象事業所ごとに市長に申請しな ければならない。

(助成金の支払)

第8条 市長は、受給者から請求があったときは、内容を審査し、四半期毎に助成金を支払うものとする。

(決定の取消)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2 項の規定による<u>助成決定</u>を取り消すことができる。

- (1)から(3)まで (略)
- (4) <u>その他給付の要件を満たしていな</u> いと認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを 行うときは、四日市市障害福祉サービ ス事業所等通所費給付決定取消通知書 (第4号様式)により受給者に通知す るものとする。

(給付金の返還)

第14条 市長は、受給者が偽り、その他不正の手段により給付を受けたときは、その者から給付金の全部又は一部を返還させることができる。

第15条 (略)

(1)から(3)まで (略)

2 市長は、前項の規定による取消しを 行うときは、四日市市障害福祉サービ <u>ス事業所等通所費助成決定取消通知書</u> <u>(第4号様式)</u>により受給者に通知す るものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、受給者が偽り、その他不正の手段により助成を受けたときは、その者から<u>助成金</u>の全部又は一部を返還させることができる。

第11条 (略)

改正後

別表第1 (第3条関係)

基準額 (片道) = 1 か月定期券の額 (割引後) /通所日数15日/2

ただし、片道運賃(割引後)が上記基準額(片道)と比較して比較して低い場合 は、片道運賃(割引後)の額を基に基準額を算出することする(通所者が、心身の 状況等により最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法を利 用することが困難な場合においてはこの限りではない。)。

改正前

別表第1

片道距離区分	日額
1キロ以上2キロ未満	<u>38円</u>
2キロ以上5キロ未満	95円
5キロ以上10キロ未満	200円
10キロ以上15キロ未満	338円

15キロ以上20キロ未満	476円
20キロ以上25キロ未満	614円
25キロ以上30キロ未満	752円
30キロ以上35キロ未満	890円
35キロ以上40キロ未満	1, 028円
40キロ以上45キロ未満	1, 161円
45キロ以上50キロ未満	1, 247円
50キロ以上55キロ未満	1, 333円
55キロ以上60キロ未満	1, 419円
60キロ以上	1, 504円

(注) 距離は、市長が認めた経路を測定したものとする。距離が500メートル以上の場合は、1キロ未満の端数を四捨五入してキロ単位で距離を認定する。経路の長さが500メートル未満の場合は、日額を10円として認定する。

改正後

別表第2 (第3条関係)

片道距離区分	日額 (片道)
2キロ以上5キロ未満	<u>47円</u>
5キロ以上10キロ未満	100円
10キロ以上15キロ未満	169円
15キロ以上20キロ未満	238円
20キロ以上	307円

改正前

別表第2

<u>A</u>	生活保護世帯	所要額全額(ただし、自動車又は原動機付き自 転車を利用する場合に限る)。
<u>B</u>	住民税非課税世帯	所要額全額
<u>C</u>	所得税非課税世帯	所要額の2分の1の額
<u>D</u>	所得税課税世帯	所要額の2分の1以内の額(ただし、1

|--|

改正後

別表第3 (第5条関係)

区分	世帯の収入状況	給付額
上 江 伊 菲	上江伊菲西公 州世	所要額全額(ただし、自動車又は原動機
生活保護	生活保護受給世帯	付き自転車を利用する場合に限る。)
<u>低所得</u>	市町村民税非課税世帯	<u>所要額全額</u>
<u>一般</u>	市町村民税課税世帯	<u>所要額の2分の1</u>

改正前

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、新要綱の施行の日以後の通所に要した費用に係る給付から適用し、同日前の通所に要した費用に係る助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新要綱の規定により通所に要した費用を給付するために必要な準備行為は、新要綱の施行前 においても行うことができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

改正後

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄 に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しな いものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市高額地域生	(略)	
活支援事業利用者負		
担扶助費支給要綱(平		
成19年四日市市告		
示第408号)		
四日市市障害者(児)	(略)	
日中一時支援事業実		
施要綱(平成20年四		
日市市告示第90号)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄 に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しな いものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市高額地域生	(略)	
活支援事業利用者負		
担扶助費支給要綱(平		
成19年四日市市告		
示第408号)		
四日市市障害福祉サ	第1号様式及び第3号様式	署名(法人その他の団体
ービス事業所等通所		にあっては、代表者の署
費助成事業実施要綱		名)をした場合に限る。
(平成20年四日市		
市告示第39号)		
四日市市障害者(児)	(略)	
日中一時支援事業実		
施要綱(平成20年四		
日市市告示第90号)		
(略)		

(健康福祉部障害福祉課)